

基安化発 0401 第 1 号
令和 8 年 4 月 1 日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

皮膚等障害化学物質等（皮膚吸収性有害物質）について

日頃より厚生労働行政の推進に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。）第 594 条の 2 第 1 項に規定する皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質又は化学物質を含有する製剤（以下「皮膚等障害化学物質等」という。）については、「労働安全衛生規則第 594 条の 2 第 1 項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの」（令和 7 年厚生労働省告示第 301 号、以下「皮膚等障害告示」という。）で定められているところです。この皮膚等障害告示で規定する皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質（以下「皮膚吸収性有害物質」という。）は、厚生労働省労働基準局長が定めるものとされており、皮膚吸収性有害物質に該当する化学物質等について（令和 7 年 11 月 18 日付け基発 1118 第 2 号）で定められているところです。

今般、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所において、「令和 7 年度皮膚等障害化学物質の選定のための検討会報告書」が取りまとめられ、「令和 7 年度化学物質管理に係る専門家検討会」において、新たに別添の 16 物質について皮膚吸収性有害物質に該当すると判断され、令和 9 年 4 月 1 日から適用するとされたところです。

つきましては、皮膚吸収性有害物質の追加等について御了知いただくとともに、傘下団体及び企業等への周知について御協力を賜りたくお願い申し上げます。

なお、令和 9 年 4 月 1 日以降に適用となる皮膚等障害化学物質の一覧については、下記の厚生労働省ホームページで掲載しています。

記

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

上記ホームページの対象物質の一覧

・皮膚等障害化学物質（労働安全衛生規則第 594 条の 2 及び特別規則に基づく
不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト（令和 9 年 4 月 1 日適用分）

令和9年4月1日から適用となる皮膚吸収性有害物質一覧

No.	CAS RN	化学物質名称（国によるGHS分類の名称）
1	3691-35-8	2-（フェニルパラクロルフェニルアセチル）-1,3-イン ダンジオン（別名：クロロファシノン）
2	107-12-0	プロパンニトリル
3	50-78-2	アセチルサリチル酸
4	60-12-8	ベータ-フェニルエチルアルコール（別名：フェネチル アルコール）
5	532-32-1	安息香酸ナトリウム
6	3033-62-3	ビス（2-ジメチルアミノエチル）エーテル
7	111-77-3	2-（2-メトキシエトキシ）エタノール（別名：ジエチレ ングリコールモノメチルエーテル）
8	121-45-9	亜りん酸トリメチル
9	106-50-3	p-フェニレンジアミン
10	102-71-6	トリエタノールアミン
11	64-67-5	硫酸ジエチル
12	65996-93-2	高温コールタールピッチ
13	70-25-7	N-メチル-N'-ニトロ-N-ニトロソグアニジン
14	684-93-5	N-メチル-N-ニトロソ尿素
15	759-73-9	N-エチル-N-ニトロソ尿素
16	96-13-9	2,3-ジブロモ-1-プロパノール